

さいたま市告示第625号

さいたま市環境情報システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和7年4月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市環境情報システム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局環境共生部環境対策課

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約日（令和7年5月中旬を想定）から令和12年9月30日まで

（機器更改に伴う導入作業があるため履行開始前の契約としています）

(5) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）

（以下「名簿」という。）に業種：賃貸、営業品目：OA機器・用品、営業品目：パソコン(付属品含む)で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）167条の4第1項に掲げる者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者であっても、手続開始の決定がなされた者はこの限りではない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号　さいたま市環境局環境共生部環境対策課
電話　０４８（８２９）１３３２

(2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 4 月 2 1 日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア　一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ　入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3 (2)に同じ

(3) 受付場所

3 (1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送

(2) 交付日

令和 7 年 4 月 2 8 日（月）

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。なお、落札の相手方の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア　日時

令和 7 年 5 月 1 2 日（月）午前 1 0 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 2 1 号 ときわ会館 5 階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 5 月 1 2 日（月） 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 2 1 号 ときわ会館 5 階小ホール

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市環境局環境共生部環境総務課

電話 0 4 8（8 2 9）1 3 2 3 F A X 0 4 8（8 2 9）1 9 9 1

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市環境局環境共生部環境対策課

電話 0 4 8（8 2 9）1 3 3 2 F A X 0 4 8（8 2 9）1 9 9 1

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局環境共生部環境対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。